１０．「有資格技術者数調書」の記入のしかた

　＜基本説明事項＞

　Ⅰ　この書類は、**「建設工事」**の**「一般土木」、「建築一式」、「電気」、「給排水暖冷房衛生設備」、「舗装」**に業者登録申請をするかたで、**大館市内に主たる営業所**を有するかたが作成してください。

　Ⅱ　会社における技術職員（指定する資格を有する者）の人数を記入してください。

　　　「会社における技術職員」とは、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術職員を指し、臨時社員（パートタイマーや日雇いの作業員を含む。）、在籍出向者、派遣社員、契約社員、協力会社の社員等は含まれません。

　⑴　「資格の種類」ごとに、自社における当該資格を有する技術職員の人数を記入してください。なお、一人で１級、２級等の資格を重複して有している場合は、上位の資格にカウントしてください。

　（例）一人で「１級土木施工管理技士」と「２級土木施工管理技士」の資格を有している場合は、上位の「１級」のみカウントしてください。

　（例）一人で「１級建築士」と「１級電気工事施工管理技士」の資格を有している場合は、それぞれの人数欄でカウントしてください。

（例）一人で「１級建築士」と「１級建築施工管理技士」の資格を有している場合は、当該資格の１級の人数欄で１人としてカウントしてください。

　⑵　「電気主任技術者（第一種～第三種）」は「１級扱い」とし、「電気工事士（第一種・第二種）」は「２級扱い」とします。